

国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令案（概要）

厚生労働省保険局国民健康保険課

1. 改正の趣旨

- 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「国保法」という。）第 64 条第 1 項において、市町村及び国保組合は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合に保険給付を行ったときは、その給付の価額の限度で、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得することとしている。
- 今般、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号。以下「全社法」という。）による改正後の国保法第 64 条第 3 項において、都道府県は、当該都道府県内の市町村による保険給付の適正な実施を確保するため、広域的又は専門的な見地から必要があると認められる場合として、厚生労働省令で定める場合には、市町村から委託を受けて、市町村が代位取得した損害賠償請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務（以下「第三者行為求償事務」という。）の全部又は一部を行うことができるものとされたことから、国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）において広域的又は専門的な見地から必要があると認められる場合について規定する。

2. 改正の概要

- 都道府県が第三者行為求償事務の全部又は一部を行うことができる、広域的又は専門的な見地から必要があると認められる場合については、
 - ・ 同一都道府県内の複数の市町村のそれぞれが、同一の第三者に対するそれぞれの被保険者の損害賠償の請求権（当該第三者の同一の行為によって生じたものに限る。）を取得している場合、及び
 - ・ 市町村が第三者行為求償事務を行うに当たり、訴訟、調停等に係る手続に関する専門的な知識に基づいて当該事務を処理する必要がある場合を規定することとする。
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 全社法による改正後の国保法第 64 条第 3 項

4. 施行期日等

- 公布日：令和 6 年 12 月上旬（予定）
- 施行日：令和 7 年 4 月 1 日